

幸福の科学大学（仮称・構想中）設置認可申請についての意思の決定を証する書類

下記の内容は、平成 29 年 9 月 18 日に開催された学校法人幸福の科学学園理事会の議事録原本に記載された内容の一部と相違ないことを証明します。

第 1 号議案 幸福の科学大学 設置認可申請の意思決定の再確認について

議長より、平成 27 年 5 月 16 日開催の本学園理事会にて、「第 1 号議案 幸福の科学大学の設立準備に向けての物件取得について」の中で議決した幸福の科学大学の 4 学部での設置認可申請の意思決定について、再度の確認があった。

配付資料の通り、平成 26 年 3 月の大学設置認可申請において校地校舎として申請した千葉県長生郡長生村一松丙 4427-1 の校地校舎と、平成 27 年 5 月 16 日の本学園理事会にて次回の大学設立準備に向けた物件として取得を決議し、同年 5 月 29 日に取得した東京都江東区南砂 2-6-5 の校地校舎の 2 つのキャンパスを校地校舎として、平成 31 年 10 月末（現行の大学設置認可制度の場合。制度変更等があった場合は、それに応じて変更する）以降、認可を得るまで、人間幸福学部、経営成功学部、未来産業学部、未来創造学部の 4 学部で、幸福の科学大学の設置認可申請を行うことについて、議長より、再度の確認と説明があった。

また、幸福の科学大学の設置認可申請についての意思の決定を証する書類を、広く周知を図ることができる方法によって公表するため、学校法人や幸福の科学大学（仮称・構想中）のホームページに掲載したいとの説明があった。

続いて審議に入ったが、全員異議なく承認した。

以上

平成 29 年 9 月 20 日

栃木県那須郡那須町梁瀬 487 番地 1
学校法人 幸福の科学学園
理事長

木村智重

